

2 武子育第 30 号  
令和 2 年 4 月 9 日

武蔵野市内の認可保育施設に  
児童が在籍する保護者の勤務先事業者の皆様

武蔵野市長 松下 玲子

#### 緊急事態宣言の発令に伴う市内認可保育施設の臨時休園について

日頃より、武蔵野市の保育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。  
新型コロナウイルスの都内感染者は増加を続け、感染拡大の重要局面を迎えております。4月7日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたところです。

このような状況を踏まえ、武蔵野市では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、児童の安全確保を図るため、市内認可保育施設については、4月11日から5月6日までの期間、臨時休園し、保護者がともに市民の生命、安全の確保に関する業務、社会生活の維持に関する業務に従事している場合等に限定し、特例措置による保育を実施することといたします。

事業者の皆様におかれましては、保育施設に在籍する保護者の勤務について、特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願いいたします。